

洋上風力発電に関する北海道の考え

本道の洋上風力発電については、国内随一のポテンシャルを有し、松前沖・檜山沖が「促進区域」に指定される等、さらなる導入拡大の加速化が期待されている。

洋上風力発電の導入は、関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与するものであり、これを契機に道内産業や地域の振興発展に繋げ、日本や世界の中での本道の存在価値を一層高めていくことが求められている。

北海道としては、以上の観点から、本道において地域と共に洋上風力発電のプロジェクトに取り組む発電事業者及び関連事業者には、事業の実施に当たり下記事項に留意し、これらに関する考え方に関し、計画段階から地元市町村や漁業関係者、北海道と丁寧なコミュニケーションを図りながら、地域や漁業の将来像の実現に向け共存共栄に取り組むことを期待するものである。

こうした考えを体現する洋上風力発電を、北海道は積極的に進めていく。

記

- 1 公募が開始される前までは、事業の計画の初期段階から、自社の関心のある地域や、将来報道されることが見込まれる取組について、道庁に積極的な情報提供、相談を行うとともに、事業に係る報道が想定される場合は、予め道庁に情報提供するとともに、十分な事前相談を行うこと。
- 2 景観や自然環境が北海道及び地域の重要な財産であることを認識し、これらに配慮して事業を行うこと。
- 3 風力発電事業の実施は、地域にとっては、将来を見据えた地域づくり・まちづくりの契機となるもの。発電事業者は、こうした視点をもちながら、地域のまちづくりに積極的に協力すること。
また、地域のまちづくりへの協力に当たっては、発電する再生可能エネルギーの地産地活に努めること。
- 4 風力発電に関するサプライチェーン構築や人材育成などを通じ、地元市町村はもとより、広く道内における関連産業の振興に貢献すること。
- 5 本道各地域を支える農林水産業の一層の発展に向けて、国内外への販路拡大、高付加価値化や、地域の観光振興に貢献すること。
- 6 発電した電力について、いざというときの電源として、地元の災害対応力の向上につなげること。
- 7 住民や地元資本の参加を通じた地域循環の仕組みづくりに取り組むこと。
- 8 事業の計画時から、調査、建設、発電に至る一連の事業活動について、漁業をはじめとする先行利用者の理解を得ながら、支障のないよう運営すること。
- 9 特に、漁業については、精緻な漁業影響調査の実施や万が一漁業に影響があった場合の誠実な対応を行うほか、事業を通じた幅広い漁業振興策、水素や蓄電池を活用した漁船の導入促進といった漁業の脱炭素化に向けた施策に協力するなど、漁業と共生する洋上風力発電事業を進めること。
- 10 その他、再エネ海域利用法はもとより、「一般海域における占用公募制度の運用指針」や、今後、促進区域毎に作成される「公募占用指針」など、洋上風力発電事業に関わる諸ルールを遵守し、事業の公正性の保持に努めること。